

「琵琶湖いきものイニシアティブ」の説明

説明者 高田 友美 氏



琵琶湖いきものイニシアティブ

～生物多様性の恵み豊かな社会を未来に引き継ぐための、滋賀県経済人の宣言～

【宣言文】

私たちは、私たちの生活と経済が、豊かな自然の上に成り立つことを知っています。琵琶湖を中心とする滋賀の豊かな生態系とその恵みに支えられてきた私たちは、それを保全することが生活と経済を持続するための鍵であり、企業はその責務を負っていると考えます。「生物多様性保全」を重要な経営課題と捉え、経営者自らが先頭に立ち、以下、10項目の活動を展開していくことを宣言いたします。

- 【1】 生物多様性の保全における国際的な合意である生物多様性条約の3つの目的（生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源から生じる利益の公正・公平な配分）を支持し、これに従った企業活動を行います。
- 【2】 企業活動を行うにあたって人と生き物の命を第一に考え、生活と生き物の両方のにぎわいが感じられる滋賀を目指します。
- 【3】 最低1種類、もしくは1か所の生息地の保全に責任を持ちます。
- 【4】 滋賀固有の自然を保全するために、滋賀県内への新たな外来種の侵入や、増加を防ぎます。
- 【5】 滋賀県内に森、里山、川、湖のネットワークを再生し、豊かな自然環境を創出できるよう支援します。
- 【6】 第一次産業が生活とすべての産業の基礎であることを認識し、持続可能な農業、林業、水産業を、すべての企業で支援します。特に農業は、原則有機農業になるよう支援します。
- 【7】 その他、なるべく琵琶湖の集水域において、必要な資源が循環することを目指し、地産地消を推奨します。
- 【8】 生物多様性と地域生態系の保全に貢献し得る新規ビジネスの創造に努めます。
- 【9】 生物多様性の保全に関する考え方をお取引先や市民への啓発活動などを通じて広め、滋賀の生物多様性保全に地域全体で協働して貢献します。
- 【10】 以上の項目の実現に向け、具体的な計画を立て、行動します。

以上

2009年4月2日
滋賀経済同友会 代表幹事／尾賀 康裕
代表幹事／河本 英典